**就学援助制度について**

保護者各位

　刈谷市立の小中学校に就学する児童生徒の保護者で、経済的に困窮し、子どもを就学させることが困難な方に対し、「学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１９条」の規定に基づき、刈谷市教育委員会は、就学に必要な費用の援助を行っています。

下記の認定基準により審査を行い、認定されますと、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助が受けられます。

新たに援助を希望する保護者は、お子さんの通学する小中学校等へ就学援助費受給申請書兼世帯票を提出してください。（申請書は各学校または学校教育課で受け取ることができます。）

記

**認定基準**

要保護

・現に生活保護法に基づく保護を受けている方

準要保護

・生活保護の停止または廃止を受けた方

・要保護に準ずる程度に困窮している方

・市県民税の非課税または減免の処置を受けている方

・国民年金の掛け金の減免を受けている方

・国民健康保険税の減免を受けている方

・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方

令和６年度就学援助費支給単価（年額）一覧表（Ｒ６.４.１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費　　　　目 | 対　　象　　者 | Ｒ６年度単価 |
| 新入学児童生徒学用品費 | 小学校新１年生 | 57,060円 |
| （１学期分に支給） | 中学校新１年生 | 63,000円 |
| 　学用品通学用品費（学期ごとに分割支給）　 | 小学校 | １年生 | 11,630円 |
| ２～６年生 | 13,900円 |
| 中学校 | １年生 | 22,730円 |
| ２、３年生 | 25,000円 |
| 　修学旅行費（実施学期分に支給）　 | 小学校 | 準要保護児童 | 実費 |
| 要保護児童 |
| 中学校 | 準要保護生徒 | 実費 |
| 要保護生徒 |
| 校外活動費[宿泊を伴わないもの]（実施学期分に支給） | 小学校 | １～６年生 | 1,600円 |
| 中学校 | １～３年生 | 2,310円 |
| 校外活動費[宿泊を伴うもの]（実施学期分に支給） | 小学校 | １～６年生 | 3,690円 |
| 中学校 | １～３年生 | 6,210円 |
| 学校給食費（学期ごとに支給）（学校が給食ｾﾝﾀｰへ納入） | 小学校 | １～６年生 | １食　250円 |
| 中学校 | １～３年生 | １食　280円 |

**※支給対象期間は、前年度に申請の場合は４月初日から、当該年度に新規申請の場合は認定日以降になります。**

**※１　新入学児童生徒学用品費：お子様が令和6年度に１年生で、令和6年6月30日までに認定された人が支給対象**

**※２　学用品通学用品費：領収書等の提出は不要。年度途中から認定の場合、認定日の属する月から支給**

**※３　修学旅行費：実施時期に認定されている人が支給対象。**

**修学旅行費補助額分（中学校4万円、小学校2万円)を差し引いた額を支給**

**※４　校外活動費：実施時期に認定されている人が支給対象**

**※５　給食費：認定日以降の学校への支払いが不要となります。**